

## プラスチック製容器包装の落札可能量について

平成28年12月8日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部  
(改定日：平成28年12月8日)

各再商品化事業者の落札可能量は、再生処理能力と再商品化製品販売能力の査定を基礎とし、材料リサイクル事業者については、さらに優先判定および総合的評価を加味して決定されます。

## 1. 査定値について

再商品化事業者の①施設の能力、②産業廃棄物、事業系一般廃棄物、他材料の処理量、③再商品化製品利用事業者の引き取り同意量、④経営管理能力、等により落札可能量の基礎となる査定値を決定する。

## 1-1 再生処理能力の査定

※再生処理能力は、各事業者の申請値に対し登録審査・現地検査等によって、協会が確認する。

(1) 再生処理能力を計算する際の稼働日数条件：

① 稼働日数上限値=305日/年（但し、ケミカル手法についてはこの限りではない）

② 5ト/日未満の施設では 再生処理能力=4.9ト×305日=1500ト/年を上限とする。

(2) 平成28年度に契約実績のある事業者については、契約年度の処理実績・稼働状況・販売状況、その他不具合等の当協会から指摘した事項、措置規程による措置等を勘案し、再生処理能力査定に反映させる。

(3) 平成28年度に契約実績のない事業者（新規事業者）についても経営管理能力等を再生処理能力査定に反映させる。

※以上により、特段の問題等が無い事業者については、以下の査定とする。

I：平成28年度に契約実績のある事業者：再生処理能力=申請能力×90%（注1）

※ Iのうち、能力アップ：再生処理能力=能力アップ部分の申請能力×75%（+既存部分×90%）（注2）

II：平成28年度に契約実績のない事業者（新規事業者）：再生処理能力=申請能力×50%（注3）

（注1）市町村収集量の変動や処理側での不測の事態に備えるため、平成28年度に契約実績のある事業者の能力には、原則10%の余裕率を含めている（再生処理能力=申請能力×90%）。

（注2）既存工場での実績を考慮し新規工場、ライン増設等の再生処理能力を75%とする。

（注3）これまでの新規事業者の実績から、市町村から引き取ったバールを遅滞なく再商品化するためには、申請能力の50%程度が適当と判断している。

## 1-2 再商品化製品販売能力の査定

登録申請時の引き取り同意書合計量を、販売予定先の調査等によって確認・査定し再商品化製品販売能力とする。

## 2. 落札可能量について

落札可能量は下記のとおりとする。

一般枠（札）：落札可能量＝査定値

ケミカルリサイクル施設全て

材料リサイクル施設のうち、平成28年度未契約施設、非優先判定施設、優先辞退施設

優先枠（札）：落札可能量＝査定値×総合的評価得点率<sup>※1</sup>

材料リサイクル施設のうち、優先施設

※1 「総合的評価得点率」とは総合的評価を100点満点とした時の得点率であり、

H28は70点が満点であるため、

総合的評価得点率＝（H28 総合的評価の得点）／70 となる。

## 3. 落札可能量の修正について

落札可能量（協会より通知）を下方修正したい場合は、入札締切日までにメールまたは、書面にて協会まで申告すること（書式は問わない）。

## 4. 優先辞退について

材料リサイクルにおいて、優先辞退をしたい場合には、平成29年1月6日までに、専用書式<sup>※2</sup>により協会まで申告すること。

※2 入札開始時期に、お知らせメールにて材料リサイクル事業者に対して申告書式を別途送付予定。

尚、辞退した場合、落札可能量は査定値となる。

以上